

事務連絡  
令和7年4月18日

各国立大学法人担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人担当課  
放送大学学園担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
各地方公共団体(各都道府県、各市町村、各組合等)公立大学、高等専門学校及び専門学校担当課  
各地方公共団体(各都道府県)私立学校担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省高等教育局  
学生支援課高等教育修学支援室

令和7年度「高等教育の修学支援新制度」における事務手続き等について

各位におかれては、日頃より、「高等教育の修学支援新制度」による給付型奨学金及び授業料等(授業料及び入学金)減免事務の円滑な実施に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件に関して、各校において令和7年度の申請手続きを進めていただいているところですが、特に今年度は多子世帯への授業料等減免を拡充したことで支援対象が大幅に拡大しており、各学校及び学生等から当省への問合せを多くいただいております。その中でも特に問合せが多い事項につき、別紙のとおり補足としてまとめております。

各校におかれましては、本事務連絡に記載する事項も参照いただき、今後の事務手続きにご対応いただくようお願いいたします。今回新たに支援対象となる学生等も多いこと、本年度より新たに必要となった手続きがあること等も踏まえ、学生等が確実に支援を利用することができるよう、例年以上にご配慮いただくようお願いいたします。

また、各学校設置者においては貴下各大学、高等専門学校及び専門学校に、各都道府県知事におかれては所轄の専門学校に、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知をお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室  
TEL:03-5253-4111(内線 3410、3495)  
E-mail:qafutankeigen@mext.go.jp

【専門学校に関すること】

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室  
(専門学校担当)  
(総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室内)  
TEL:03-5253-4111(内線 3280、3958)  
E-Mail:[koto-syugaku-chihou@mext.go.jp](mailto:koto-syugaku-chihou@mext.go.jp)

※ 問合せは原則としてメールでお願いします。

令和7年4月

## 学校・学生等から多くお問い合わせ いただいている事項について

文部科学省高等教育局  
学生支援課高等教育修学支援室

### 【申請手続きについて】

Q① 本学は、学内で開催する奨学金説明会に出席できなかった学生には春の申請を認めていないため、秋に申請することとしてよいか。

A① 教育費の負担を軽減する必要がある学生等を支援するという本制度の趣旨を踏まえれば、申請機会は可能な限り確保することが必要であり、下記のとおり、独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSO）においても4月から6月まで3回の日程を用意しております。

このため、説明会への出席等の手続きを失念したために春の申請を受け付けない、との対応は避けてください。仮に、既に申請を締め切っている場合は、5月31日の提出期限に間に合うように申請機会を確保いただくようお願いいたします。特に今年度は、多子世帯への支援を拡充したところであり、新たに支援対象となった学生等の中には制度について十分了知していない者も多くいることが想定されることから、これらの学生等が確実に支援を利用できるようにするためにも、申請機会を確保することにつき、例年以上に格別のご配慮を賜りますよう、重ねてお願いいたします。

なお、4月中旬に一旦提出を求め事務的な確認期間を設け、4月末に遺漏なく申請できるようにするなど、事務手続き上必要な工夫として設定されている場合には、上記の限りではありません。

また、説明会の開催や事前の届出等は、各学校において、本制度の手続きが遺漏なく速やかに行われるための工夫として実施いただいているものと承知しており、そのこと自体を否定するものではありませんし、学生等の申請が遅れたことにより支援開始が7月や8月に遅れることはやむを得ない場合もあると考えます。

(参考)

#### 4. 申込・推薦スケジュール及び必要書類

学校において、必要書類の提出期限及びスカラネット入力期限等を設定する際は、学生等が奨学金を申し込むにあたって十分な期間を設けていただきますようお願いいたします。

申込期間		選考ソフトによる 推薦期限 ※2	初回交付日 (予定) ※3
スカラネット入力・ マイナンバー入力	奨学金確認書兼地方税同意書 の提出期限(機構必着) 【該当者のみ】マイナンバー以外の 書類の提出期限(消印有効) ※1		
4月1日(火)～ 6月30日(月)	4月30日(水)	5月25日(日)	6月11日(水)
	5月31日(土)	6月25日(水)	7月11日(金)
	6月30日(月)	7月25日(金)	8月8日(金)

2025年度(令和7年度)在学定期採用(一次採用)の実施について(JASSO 作成)より抜粋

Q② 学生等から JASSO に提出する必要がある奨学金確認書兼地方税同意書について、JASSO の提出期限(4月30日、5月31日、6月30日)を超過した旨申告があった。期限に遅れて郵送した場合、受理しないのか。

A② JASSO において、複数の提出期限を設定しております。4月30日の提出期限に間に合わなかった場合、初回交付日が7月あるいは8月となりますが、次回の提出期限(5月31日)に必ず間に合う期日で郵送するようお伝えください。その場合、学校のご担当者様は6月25日が推薦期限となりますので、選考ソフトよりご推薦ください。

上記の通り、学生等の申請機会を確保する観点から、申請締め切りは5月以降にも設定していますが、早期から支援を開始するためにも可能な限り4月中に手続きを行うよう、各学校においても、学生等に促していただきたいと考えています。

Q③ 4月からきょうだいが就職し、扶養から外れることとなった場合、学生は多子世帯の対象となるか。

A③ 令和7年春の在学採用の場合、前々年度の12月31日(令和5年12月31日)時点の扶養状況を確認します。当該時点において扶養されていた場合は、対象となり得ます。

Q④ 多子世帯であることから、新たに授業料等減免に申し込みを希望する学生等(これまで新制度の対象となっていない者)へはどの様子を配布すればよいか。

A④ A様式Iを配布ください。なお、A様式Iには「希望する認定事由」の2か所(授業料等負担が困難・多子世帯)にデフォルトでチェックが入っていますが、同時に2つの認

定事由を申請して差し支えありませんので、特段の事情がない場合はそのまま提出するようご指導ください。学校等からは A 様式3-1 (あるいは3-2) により認定結果を通知してください。

なお、A 様式はひな型としてお示しするものです。必要な内容を欠くことがない限り、A 様式は利用せず、各学校の必要に応じて修した各校所定様式で手続きいただく等も差し支えありません。また、紙媒体によらずオンラインで手続き(アンケートアプリ等)とすることも問題ありません。

Q⑤ 既に新制度の対象となっているが、3人きょうだいであることから、令和7年4月より多子世帯として認定を希望する学生等にどの様式を配布すればよいか。

A⑤ I 区分、II 区分、III 区分、IV 区分(理工農系)はもとより、IV 区分(多子)の学生等も含め、A 様式2-3(変更認定申請書)を配布ください。その際、変更前の認定事由は「授業料負担が困難」に、変更後の認定事由は「多子世帯」にチェックを入れて提出するようご指導ください。学校からは A 様式3-4により変更認定結果を通知してください。

#### 【納付猶予について】

Q⑥ 本年度より、授業料等減免を希望する学生等について授業料等納付を猶予することが原則となったが、必ず対応しなければならないのか。猶予しなかった場合、ペナルティはあるのか。

A⑥ 本制度を利用している、あるいは利用を希望する学生等の授業料等の納付猶予等については、従来その配慮に努めていただくようお願いしてきたところ、本年度においては、本制度の利用を希望する在学生の授業料について、納付猶予を原則として取り扱うこととしています。

これまでもご案内しているとおり、文部科学省において、各学校における実施状況を調査、公表することとしています。その結果等も踏まえ、今後、授業料納付猶予を要件とすること等も含めて検討していくことになると考えています。

各学校においては、授業料の収納につきそれぞれの御事情の中でご対応いただいているものと承知しておりますが、学生等の経済的な負担を軽減するという本制度の目的、及び上記の趣旨も改めて踏まえた上で、授業料の納付猶予について、適切に取り扱ってください。

Q⑦ 来年度以降も納付猶予を原則として取り扱うのか。その場合、本年度と同様の取扱いとするのか、あるいは入学金等も含めるなど、対象を広げる予定はあるのか。

A⑦ 本年度、文部科学省において各学校における納付猶予の実施状況を調査する予定であり、来年度以降についてはその結果等も踏まえ検討してまいります。